団体総合生活保険の 2022年4月1日以降始期契約のご契約者様

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご契約いただいております団体総合生活保険について、2022年4月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容につきご案内させていただきますので、本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

■主な改定点

(1) 各補償共通の改定内容

補償	改定項目	概 要
各補償共通	団体類別(第1類団 体)における学校の範 囲拡大	団体類別基準・第1類団体において「学校」の範囲を拡大し、「外国大学日本校」を引受可能とします。

(2)各補償固有の改定内容

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

	1110 10 4						
変更する補償							
①傷害 補償	②こども 傷害補償	③所得補償	④団体長期障害 所得補償(GLTD)	⑤医療補償	⑥がん補償	⑦賠償・財産・費用 に関する補償	

変更する補償 改定項目	. 西
	.女
2021年2月に「感染症のに対する医療に関する法改正され、新型コロナウー法上の「指定感染症」が感染症」に変更されたこと、イルス感染症(*)を引きれな定を行っています。 「特定感染症危険補償特約」の補償対象としても知らいただいているお客に、新型コロナウイル場合は、代理店またはなお、新たに本特約にご間の初日からその日を行れたときは保険金をおう意ください。 (*)病原体がベータコロナ(令和2年1月に、中華関に対して、人に伝染	予防及び、感染症(*)がエコロを発症を強い、感染・ボーン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

変更する補償				補償			改定項目	概要		
1	2	3	4	5	6	7	以足項目			
		0	0	0			所得補償、団体長期障害所得補償(GLTD)、医療補償における健康状態告知書の改定 (引受条件の緩和)	健康状態告知書を大幅に簡素化するとともに、引受条件を緩和します。それに伴い、「特定疾病等不担保特約」を新規でセットする引受けを廃止します。 ※既に「特定疾病等不担保特約」をセットしているご契約については、引き続き「特定疾病等不担保特約」がセットされます。		
				0	0		医療補償、がん補償における 加入可能年齢の引上げ	保険の対象となる方ご本人および配偶者の加入 可能な上限年齢を「満70歳」から「満89歳」に引き 上げます。		
					0		がん補償における「待機期間 の不設定に関する特約(がん 用)」の自動セット化 (がん補償における待機期間 90日間の廃止)	がん補償に「待機期間の不設定に関する特約(がん用)」を自動セットし、初年度契約における保険 始期日から90日間の待機期間を廃止します。 上記に伴い、がん補償における初年度割引 (▲25%)はなくなります。		
					0		がん補償における更新時の 責任加重(保険金額の増額・ 新たな特約の追加等)の可能 化	がん補償について、更新時の責任加重(保険金額の増額・新たな特約の追加等)を可能とします。 ※1 責任加重時は、健康状態告知書の再取付が必要となります。 ※2「がん通院保険金の補償拡大特約」をセットしている場合、がん通院保険金(日額)の増額・減額はできません。		
						0	個人賠償責任補償特約の保 険料の改定	直近の保険金のお支払状況等を踏まえて、個人 賠償責任補償特約の保険料を改定します。		
	0						こども傷害補償における保険 の対象となる方ご本人の範囲 拡大	保険の対象となる方ご本人の要件を以下のとおり拡大します。 ・引受可能な学校の範囲に「外国大学日本校」を追加します。 ・専修学校および各種学校については「留学生」を保険の対象となる方に含めることを可能とします(*)。 (*) 23 歳以上かつ教育基本法に定める義務教育を修了していない場合についても、保険の対象となる方に含めることを可能とします。		
		0					所得補償における「家事従事 者特約」の保険金額の上限拡 大	自動車損害賠償責任保険の支払基準が改正されたことに伴い、従来171,000円としていた保険の対象となる方1名あたりの保険金額の上限を183,000円に引き上げます。		
			0				団 体 長 期 障 害 所 得 補 償 (GLTD)・「介護と仕事の両立 支援特約」における保険の対 象となる方の範囲拡大	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う 労働者の福祉に関する法律」の改正に伴い、「継 続雇用期間が過去1年未満の方」についても保険 の対象となる方に含めることを可能とします。		

このご案内は、2022 年 4 月 1 日始期以降の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。

また、「ご契約のしおり(約款)」をご用意しております。約款のご請求やご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。